

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年1月16日（令和7年（行情）諮問第60号）

答申日：令和8年7月17日（令和8年度（行情）答申第383号）

事件名：「コブラ・ゴールド17」に関して行政文書ファイル等につづられた
文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる56文書（以下、順に「文書1」ないし「文書56」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月5日付け防官文第8818号及び同年11月2日付け同第16058号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1関係

ア ないしエ （略）

（2）原処分2関係

ア （略）

イ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ ないしケ （略）

コ 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

サ 他にも文書が存在するものと思われる。

本件対象文書には、訓練成果報告書のたぐいの文書が存在するはずであるが、特定されていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年6月5日付け防官文第8818号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年11月2日付け防官文第16058号により、文書2ないし文書56について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約7年5か月及び約7年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。本件審査請求を受け、本件対象文書の同条該当性を改めて検討した結果、文書5の4頁の不開示部分については同条3号に該当せず、開示することとするが、そのほかの部分については、原処分2のとおり同条1号及び3号に該当するため不開示を維持することとする。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし(4) (略)

(5) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、上記2のとおり、本件対象文書の法5条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分のうち一部を開示することとするが、そのほかの部分については、同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものである。

(6) 及び(7) (略)

(8) 審査請求人は、「本件対象文書には、訓練成果報告書のたぐいの文書が存在するはずであるが、特定されていない」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

- (9) 以上のことから、上記2及び上記(5)のとおり、不開示とした部分の一部を開示することとするが、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月31日 審議
- ④ 令和8年7月10日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、上記第3の2のとおり、文書5の4頁の不開示部分については、法5条3号に該当せず、開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、なお不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求は、本件開示請求書の記載及び添付された資料を踏まえて、多国間共同訓練コブラ・ゴールド17（以下「本訓練」という。）への参加に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全ての開示を求められているものと解した。

イ 本件対象文書は、防衛省内部部局、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の担当部署において保有している文書である。

ウ 本件審査請求を受け、内部部局、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の担当部署の執務室、書庫、パソコン上の共有フォルダ等の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、当審査会において、諮問書に添付された開示実施

文書（写し）を確認した結果も踏まえると、本件対象文書は本件開示請求文言を踏まえ、防衛省内部部局、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の担当部署において、それぞれ作成及び管理していたものを特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記（１）及び上記第３の３（８）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記（１）ウの探索の範囲等についても、特段の問題があるものとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３ 不開示維持部分の不開示情報該当性について

不開示維持部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第３の２のとおり説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

（１）別表番号１に掲げる不開示維持部分について

標記不開示維持部分は、本訓練に参加した防衛省・自衛隊の職員及び自衛官の写真の顔部分であり、当該各部分は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法５条１号ただし書該当性について検討するに当たり、当該各部分を含む自衛官等の顔写真を公にする慣行の有無及び範囲等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、防衛省・自衛隊においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示維持部分における被写体である自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者であり、また、自衛官以外の防衛省・自衛隊の職員についても、その写真の顔部分を公にする慣行はない旨補足説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、当該不開示維持部分は、法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法５条１号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表番号2に掲げる不開示維持部分について

標記不開示維持部分には、本訓練に係る計画及び他の本訓練参加国との調整内容が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示維持部分は、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるとともに、我が国と他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表番号3に掲げる不開示維持部分について

標記不開示維持部分には、本訓練における自衛隊の運用及び本訓練において使用する装備品等に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示維持部分は、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用における運用要領及び能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表番号4に掲げる不開示維持部分について

ア 隊員の氏名等

標記不開示維持部分には、本訓練に参加した隊員の氏名等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示維持部分は、これを公にすることにより、本訓練に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から直接当該隊員に不当な働き掛けが行われるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ その他の部分

(ア) 別紙の3に掲げる部分を除いた部分

標記不開示維持部分には、本訓練における自衛隊の編成に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示維持部分は、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全

が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別紙の3に掲げる部分

しかしながら、別紙の3に掲げる部分については、上記第3の2において諮問庁が開示することとした部分と同旨の情報が記載されており、当該不開示部分は、公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとはいえないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(5) 別表番号5に掲げる不開示維持部分について

ア 隊員の氏名等

標記不開示維持部分には、本訓練に参加した隊員の氏名等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示維持部分は、上記(4)アと同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ その他の部分

標記不開示維持部分には、本訓練における自衛隊の運用及び編成等に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示維持部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、運用能力、練度及び態勢が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表番号6に掲げる不開示維持部分について

ア 隊員の氏名等

標記不開示維持部分には、本訓練に参加した隊員の氏名等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示維持部分は、上記(4)アと同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ その他の部分

標記不開示維持部分には、本訓練への参加に当たり海上自衛隊が発出した電報の発着信者の官職及び電報様式上の記号等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示維持部分は、これを公にすることに

より、自衛隊の指揮統制要領、手法、内容、運用要領、自衛隊の統合運用に関する能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表番号7に掲げる不開示維持部分について

標記不開示維持部分には、本訓練における自衛隊の航空機の運航に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示維持部分は、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する運用要領や能力が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表番号8に掲げる不開示維持部分について

標記不開示維持部分には、本訓練における通信要領に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示維持部分は、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用における通信要領等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(9) 別表番号9に掲げる不開示維持部分について

標記不開示維持部分には、本訓練において使用する装備品に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示維持部分は、これを公にすることにより、上記(4)イ(ア)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までにそれぞれ約7年5か月及び約7年1か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問

を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

「コブラ・ゴールド１７」に関して「行政文書ファイル等」（平成２３年防衛省訓令第１５号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。

＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。【裏面に出典をプリントアウト（裏面略）】

2 特定された文書（なお、原処分２の行政文書開示決定通知書に記載された「開示する行政文書の名称」のうち、本件対象文書の開示部分と対比して明白な誤記と認められる部分は、当審査会において修正した。）

文書１ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７への参加に関する自衛隊一般命令（自般命第３号。２９．１．１１）

文書２ コブラ・ゴールド１７への参加に係る想定（２９．１．１７）

文書３ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７への自衛隊の参加について

文書４ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７への参加 １７０１１０

文書５ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７への参加に関する統合幕僚長指示（統合幕僚長指示第４号。２９．１．１１）

文書６ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７参加に関する中央即応集団一般命令（中即集団般命第５号電。２９．１．３１）

文書７ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７（在外邦人等保護措置訓練）参加に関する警務隊一般命令（警務般命第２号電。２９．１．１８）

文書８ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７（在外邦人等保護措置訓練）準備訓練参加に関する＊＊一般命令（＊＊般命９号電。２９．１．２６）

文書９ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７（在外邦人等保護措置訓練）参加に関する＊＊一般命令（＊＊般命１６号電。２９．２．３）

文書１０ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７（在外邦人等保護措置訓練）への参加に関する＊＊地区警務隊個別命令（＊＊警個命第８号。２９．２．６）

文書１１ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７への参加に関する中央情報隊一般命令（中情般命第３号。２９．２．２）

文書１２ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７への参加に関する＊＊一般命令（＊＊般命第８号。２９．２．２）

文書１３ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７への参加に関する自衛隊中央病院一般命令（中病般命第３５号。２９．２．１４）

文書１４ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７参加に関する中部方面隊一般命令（中方般命第１号電。２９．１．１１）

文書１５ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７参加に関する第４施設団

- 一般命令（４施団般命第１号電。２９．１．１３）
- 文書１６ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７参加に関する第６施設群
一般命令（６施群般命第２号電。２９．１．１６）
- 文書１７ 「多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７参加について」（通達）
（６施群第８０６号電。２８．１２．２）
- 文書１８ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７参加に関する第３７２施
設中隊個別命令（３７２施中個命第４号。２９．１．１６）
- 文書１９ コブラ・ゴールド１７事前訓練参加に関する第３７２施設中隊
一般命令（３７２施中般命第１２５号。２８．１２．５）
- 文書２０ 「コブラ・ゴールド１７事前訓練の参加について」（通達）
（１０２施器第４９４号。２８．１２．６）
- 文書２１ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７参加に関する第１０２施
設器材隊一般命令（１０２施器第４号。２９．１．１６）
- 文書２２ コブラ・ゴールド１７事前訓練参加に関する第１０２施設器材
隊特殊器材中隊個別命令（１０２施器特中個命第１９号。２８．１
２．８）
- 文書２３ コブラ・ゴールド１７参加に関する第１０２施設器材隊特殊器
材中隊個別命令（１０２施器特中個命第２号。２９．１．１７）
- 文書２４ コブラ・ゴールド１７事前参加に関する第３０５施設隊個別命
令（３０５施個命第１０５号。２８．１２．２）
- 文書２５ コブラ・ゴールド１７事前参加に関する第３０５施設隊個別命
令（３０５施個命第４号。２９．１．１３）
- 文書２６ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７参加に関する第３０５施
設隊一般命令（３０５施般命第５号。２９．１．１３）
- 文書２７ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７参加に関する東北方面隊
一般命令（東北方般命第２号電。２９．１．１７）
- 文書２８ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７参加に関する第６師団一
般命令（６師般命第２号電。２９．１．１８）
- 文書２９ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７参加に関する東北方面衛
生隊一般命令（東北衛般命第６号。２９．１．１８）
- 文書３０ 統合訓練コブラゴールド１７概要及び自衛艦隊参加態様につい
て
- 文書３１ 多国間共同訓練コブラゴールド１７への参加に関する自衛艦隊
一般命令
- 文書３２ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７（在外邦人等輸送訓練）
への参加に関する航空幕僚長措置指示（航空幕僚長措置指示第１号。
２９．２．２）
- 文書３３ 多国間共同訓練コブラ・ゴールド１７への参加等に関する航空

- 総隊一般命令（総隊般命第15号。29. 2. 7）
- 文書34 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への人員の差し出しに関する北部航空方面隊一般命令（北空般命第12号。29. 2. 7）
- 文書35 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への参加に関する北部航空施設隊一般命令（北施隊般命第5号。29. 2. 13）
- 文書36 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への参加に関する中部航空方面隊一般命令（中空般命第12号。29. 2. 8）
- 文書37 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への参加に関する第7航空団一般命令（7空団般命第21号。29. 2. 10）
- 文書38 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への参加等に関する西部航空方面隊一般命令（西空般命第19号。29. 2. 8）
- 文書39 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への支援に関する第5航空団一般命令（5空団般命第23号。29. 2. 14）
- 文書40 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への参加等に関する西部航空警戒管制団一般命令（西警団般命第21号。29. 2. 9）
- 文書41 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への参加等に関する第7警戒隊一般命令（7警隊般命第9号。29. 2. 10）
- 文書42 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への支援に関する南西航空混成団一般命令（南混団般命第19号。28. 2. 7）
- 文書43 他国間共同訓練コブラ・ゴールド17への支援の実施に関する第9航空団一般命令（9空団般命第26号。29. 2. 7）
- 文書44 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への参加に関する航空支援集団一般命令（支援集団般命第10号。29. 2. 2）
- 文書45 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への参加に関する航空支援集団司令部一般命令（支援集団司般命第4号。29. 2. 2）
- 文書46 航空輸送等の実施について（通達）（支援集団運第47号。29. 2. 2）
- 文書47 航空輸送等の実施について（通達）の一部変更について（通達）（支援集団運第59号。29. 2. 9）
- 文書48 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への要員及び装備等の差し出し等に関する第1輸送航空隊一般命令（1輸空隊般命第15号。29. 2. 8）
- 文書49 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への要員の差し出しに関する第3輸送航空隊一般命令（3輸空隊般命第14号。29. 2. 8）
- 文書50 多国間共同訓練コブラ・ゴールド17への要員の差し出しに関する第3輸送航空隊一般命令の一部変更に関する第3輸送航空隊一般命令（3輸空隊般命第17号。29. 2. 14）

- 文書 5 1 多国間共同訓練コブラ・ゴールド 1 7 に係る気象業務の実施に関する航空気象群一般命令（気象群般命第 1 4 号。2 9．2．1 0）
- 文書 5 2 多国間共同訓練コブラ・ゴールド 1 7 への参加に関する航空教育集団一般命令（教育集団般命第 9 号。2 9．2．8）
- 文書 5 3 多国間共同訓練コブラ・ゴールド 1 7 への参加に関する補給本部一般命令（補本般命第 1 7 号。2 9．2．3）
- 文書 5 4 多国間共同訓練コブラ・ゴールド 1 7 への参加に関する第 2 補給処一般命令（2 補般命第 2 0 号。2 9．2．9）
- 文書 5 5 多国間共同訓練コブラ・ゴールド 1 7 への参加に関する第 2 補給処一般命令の一部変更に関する第 2 補給処一般命令（2 補般命第 3 1 号。2 9．2．2 0）
- 文書 5 6 多国間共同訓練コブラ・ゴールド 1 7 訓練への参加に関する第 4 補給処一般命令（4 補般命第 1 1 号。2 9．2．8）

3 開示すべき部分

- （1）文書 6 の 2 頁の 5 （1）「ア 訓練統制官」の不開示部分
- （2）文書 7 の 3 頁の不開示部分全て

別表（不開示とした部分及びその理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 3	1 頁の顔写真の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	文書 3	1 頁の第 2 項、2 頁及び 3 頁のそれぞれ一部	統合訓練の具体的な内容や調整の詳細に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとともに、演習参加国と我が国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 4	1 頁の第 2 項の一部	
3	文書 5	7 頁、11 頁の付紙第 3 の「3 基本任務」及び 13 頁のそれぞれ一部	統合訓練における運用及び装備品等に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用における運用要領、能力等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 6	起案用紙、1 頁及び 5 頁ないし 8 頁のそれぞれ一部	
	文書 7	起案用紙、1 頁、2 頁の「1 目的」、「2 主要訓練項目」、4 頁、6 頁及び 7 頁のそれぞれ一部並びに 2 頁の「6 個人携行品及び部隊装備品等」の全部	
	文書 8	起案用紙、1 頁、2 頁の「1 目的」、「4 主要訓練項目」、「6	

		訓練実施要領」、「7 個人携行品及び部隊装備品等」の（3）、3 頁及び4 頁のそれぞれ一部並びに2 頁の「3 場所」、「7 個人携行品及び部隊装備品等」の（1）及び（2）のそれぞれ全部	
	文書 9	起案用紙、1 頁、2 頁の「1 目的」、「4 主要訓練項目」、4 頁、6 頁及び8 頁のそれぞれ一部	
	文書 1 0	起案用紙、1 頁の「文書番号」、「件名」及び「発簡者」のそれぞれ一部	
	文書 1 1	起案用紙、1 頁、2 頁の「1 目的」、「3 C G 1 7 への参加要領」3 頁の「9 管理」、4 頁及び5 頁のそれぞれ一部	
	文書 1 2	1 頁、2 頁の「1 目的」、「3 C G 1 7 への参加要領」、3 頁の「5 管理」、4 頁及び6 頁のそれぞれ一部	
	文書 1 3	5 頁及び6 頁のそれぞれ一部	
	文書 1 4	4 頁の一部	
	文書 2 0	2 頁の「5 参加要領」の一部	
4	文書 5	4 頁、8 頁ないし 1 0 頁及び 1 1 頁の付紙第	統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にした

		3 の「1 編組（基準）」のそれぞれ一部	場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書6	2 頁、3 頁及び9 頁の付紙第2 のそれぞれ一部	
	文書7	2 頁の「5 訓練参加者」の全部及び3 頁の一部	
	文書8	2 頁の「5 訓練参加者（CG17 参加予定者）」の全部	
	文書9	2 頁の「5 訓練参加者」の全部及び7 頁の一部	
	文書10	1 頁の「参加者」の全部	
	文書11	2 頁及び3 頁の「4 参加者」並びに6 頁のそれぞれ一部	
	文書12	2 頁及び3 頁の「4 訓練参加者」並びに7 頁のそれぞれ一部	
	文書13	2 頁の一部	
	文書14、 文書15 及び 文書21	2 頁及び5 頁のそれぞれ一部	
	文書16	2 頁及び6 頁のそれぞれ一部	
	文書17、 文書19、 文書22、 文書23、 文書26、 文書28 及び 文書29	2 頁の一部	
	文書18、 文書24 及び	1 頁の一部	

び文書 2 5		
文書 2 0	2 頁の「4 参加者」の全部	
文書 2 7	2 頁及び 3 頁のそれぞれ一部	
文書 3 3 及び文書 3 8	3 頁の「5 訓練参加要員」の表の全て	
文書 3 4	別紙の「1 訓練参加要員（基準）」の表の全て	
文書 3 5	2 頁の「3 参加者」の全て及び「4 管理事項」の一部	
文書 3 6	別紙の「訓練参加要員」の全て	
文書 3 7	別紙の「3 参加人員」の全て	
文書 4 0	1 頁の 2 の一部	
文書 4 1	2 の一部	
文書 4 4	6 頁の付表第 1 及び 8 頁の付表第 3 のそれぞれ一部	
文書 4 5	別紙の一部	
文書 4 8	4 頁及び 5 頁の付紙第 1 のそれぞれ一部	
文書 4 9	2 頁の「要員差出区分等」及び 3 頁の「行動計画等（基準）」のそれぞれ一部	
文書 5 2	2 頁の「2 訓練参加者、訓練日程等」の一部	
文書 5 3	3 頁の「4 訓練参加者」の全て	
文書 5 4	1 頁の 2 の一部及び 3 頁の「4 参加者」の全て	
文書 5 6	1 頁の 2 の一部及び 2	

		頁の「４ 訓練参加者」の全て	
5	文書３０	１枚目の自衛艦隊参加態様の一部	自衛隊の行動、運用、教育訓練、組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、運用能力、練度及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		２枚目の表中の参加項目の一部及び重視事項の全て	
		３枚目の表中の参加人数（調整中）、特記事項のそれぞれ全て	
		４枚目の訓令日程の一部及び演習編成の全て	
		５枚目の表中の参加国の一部及び全般	
6	文書３１	１枚目ないし３枚目のそれぞれ一部	海上自衛隊の通信、運用及び統合訓練の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法、内容、運用要領、自衛隊の統合運用に関する能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
7	文書３２	３頁の「３ 経路」の一部	統合訓練の航空機の運航に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する運用要領や能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５
	文書３９	２頁の「２ 支援の対象となる運航」の一部	
	文書４６	別表の一部	
	文書５１	３頁の「（２）編集地点」の一部	

			条 3 号に該当するため不開示とした。
8	文書 3 2	4 頁の「(8) 通信」の一部	統合訓練における通信に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用における通信要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 4 4	4 頁の「(3) 通信」の一部	
9	文書 4 4	7 頁の付表第 2 の一部	統合訓練に使用する装備品等に関する情報であり、これを公にした場合、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 4 8	6 頁の付紙第 2 の一部	

※枚数の表記は、本件対象文書全体の枚数に基づくものである。

※ページ数の表記は、本件対象文書に記載されたページ数を示す。